

食安監発第0518005号
平成19年 5月18日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成18年7月27日付け食安監発第0727002号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により取り扱っているところです。

先般、輸入業者から動物検疫所大阪出張所及び大阪検疫所に対して、神戸港に到着した貨物の中に、米国農務省発行の衛生証明書に記載されていない牛タンが含まれていた旨、連絡がありました。

米国側による調査の結果、今回誤って出荷された牛タンは、20ヶ月齢以下と証明できる牛由来ではなかったことが判明したことから、下記の施設から出荷された貨物について、輸入手続きを停止することとしたので、その取扱いについて、遺憾のないようお願いいたします。

記

出荷施設：カーギル社 ドッジシティー工場（施設番号86K）